

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
1月22日  
(木曜日)

八十一条第一項、第八十一条第二項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合には、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和八年一月十一日

山口県選挙管理委員会告示第四号



地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第

## 山口県選挙管理委員会告示第五号

山口県知事の任期満了による選挙を次の期日に執行する。

令和8年1月二十二日

選挙期日 令和8年1月八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

## 山口県選挙管理委員会告示第六号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和八年一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

熊毛郡上関町		島町		柳井市		岩国市		防府市		萩市				下関市		市町名	
祝島	見見	檜島	江浦	平第一	平第二	柱島	野島	見島	見島	相島	大島	蓋井	六連	投票区名	投票の期日		

令和八年一月七日

## 山口県選挙管理委員会告示第七号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和8年1月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

## 一 一般投票

令和八年二月八日執行  
山口県知事選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名
山口県選挙管理委員会之印

備考 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

## 二 点字投票

令和八年二月八日執行

山 口 県 知 事 選 挙 投 票

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないと。

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印

## 山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 九 号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和八年一月二十二日

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 黒瀬邦彦

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十二日

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 黒瀬邦彦

一 場 所 山口市滝町一番一号 山口県庁  
二 日 時 令和八年二月十日午前十時

## 備考

用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

2 「点字投票」の文字の上に、点字により「ちじ」と表示した透明なシールを貼り付ける。

## 山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 八 号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和八年一月二十二日

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 黒瀬邦彦

選 挙 長	
住 所	氏 名
黒瀬 邦彦	山 口 市
野原 弘幸	山 口 市

## 山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 一 号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙において、候補者がポスター掲示場への選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和八年一月二十二日

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 黒瀬邦彦

開始期日 令和八年一月二十二日

## 山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 二 号

令和八年二月八日執行の山口県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行ふ場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十二日

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 黒瀬邦彦

一 場 所 山口市滝町一番一号 山口県庁  
二 日 時 令和八年一月二十二日午後五時三十分

## 山口県選挙管理委員会告示第十三号

令和8年2月8日執行の山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行いう場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年 1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁  
二 日時 令和8年1月23日午後五時三十分

## 山口県選挙管理委員会告示第十四号

令和8年2月8日執行の山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年 1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

制限額 三二、八〇六、五〇〇円

## 山口県選挙管理委員会告示第十五号

令和8年2月8日執行の山口県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和8年 1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

## 山口県選挙管理委員会告示第十七号

令和8年1月22日山口県議会柳井市選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和8年 1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

## 山口県選挙管理委員会告示第十六号

令和8年2月8日執行の山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和8年 1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦

令和8年執行  
山口県知事選挙ポスター  
第 区(番号)  
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

## 山口県知事選挙選挙長告示第一号

令和8年2月8日執行の山口県知事選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年 1月22日

山口県知事選挙選挙長 黒瀬邦彦

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

令和8年1月22日 木曜日

山 口 県 報

(号外-1)

二 一

日 時 場 所

山口市滝町一番一号 山口県庁  
令和八年二月六日午前十時

令和八年  
年一月二十一日  
月二十一日  
印行刷

發行  
行人所

山山  
口口  
縣縣  
知事  
事府